

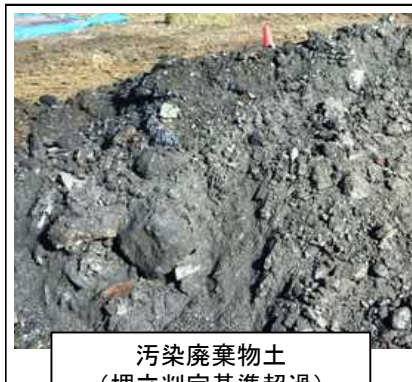
# 有害物掘削における掘削量および搬出量について

H26.10.31現在

工事の種類	工事・処理の区分	体積 (m <sup>3</sup> )	体積比 (%)	重さ (t)	備考
一次対策工事 (H24.8～H25.3)	廃棄物(有害物)として処分	1,585	14.6%	2,142	
	(内訳)汚染廃棄物土(埋立判定基準超過)	404	3.7%	539	焼却。テトラロエチレン他が埋立判定基準を超過。(Dエリアで発生)
	産業廃棄物(医療系廃棄物)	806	7.4%	806	焼却。(AおよびBエリアで発生)
	産業廃棄物(ドラム缶等およびその内容物が浸潤した廃棄物土)	117	1.1%	211	焼却。(AおよびBエリアで発生)
	汚染廃棄物土(土壤環境基準超過) (埋立判定基準は超過していない)	257	2.4%	586	二次対策工事まで仮置きし、その後管理型埋立。ダイオキシン類(Bエリアの一部)、1,4-ジオキサン(Dエリア隣)が土壤環境基準超過。
	場内に仮置き	8,727	80.1%		→今後、選別処理により廃棄物と埋戻材(選別再生資源、適合選別土)に分離
	埋戻土として利用	577	5.3%		分析後、利用
一次対策工事 掘削量 合計		10,889	100.0%		掘削期間H24.11～H25.3
二次対策工事 (H26.1～H26.10)	廃棄物(有害物)として処分	1,289	39.9%	2,186	管理型埋立。ダイオキシン類、ふっ素が土壤環境基準を超過。(A-1～A-3およびB区画で発生)
	場内に仮置き	1,940	60.1%		→今後、選別処理により廃棄物と埋戻材(選別再生資源、適合選別土)に分離
二次対策工事 掘削量 合計		3,228	100.0%		掘削期間:H26.4～H26.8

斜体字は推定値。各数値の小数点以下を四捨五入しているため、掘削量とその他の量の合計が合わない場合があります。

## 搬出廃棄物(土)の状態



汚染廃棄物土  
(埋立判定基準超過)

覆土に特別管理(相当)汚泥、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス陶磁器くずが含まれる。



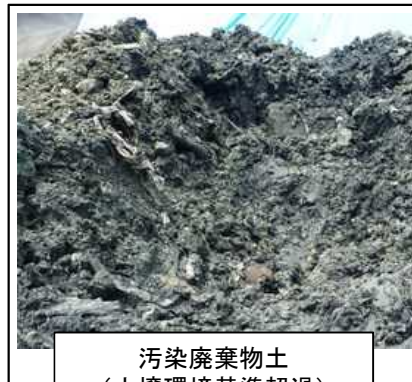
産業廃棄物(医療系廃棄物)

ガラス陶磁器くず(点滴瓶、薬品瓶) 廃プラスチック類(点滴瓶支持具、薬品瓶、注射器、瓶のフタ)、金属くず(瓶のフタ)に若干量の注射針や採血管等が含まれる。



産業廃棄物(ドラム缶等及びその内容物が浸潤した廃棄物土)

ドラム缶等とその内容物(汚泥、廃油)と廃棄物土(覆土に廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類が含まれる。)



汚染廃棄物土  
(土壤環境基準超過)

覆土に汚泥、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類が含まれる。

# 廃棄物処分と埋戻しの概念図

